

梅ちゃん先生の 法律相談

第31回

知っておくべき 相続の基礎知識⑦

梅本寛人 (弁護士)

1 遺留分とは？

今回は、遺留分(いりゅうぶん)についてお話ししたいと思います。

前回の「梅ちゃん先生の法律相談」(第30回)では、遺言について説明しました。遺言とは、人の生前における最終の意思表示に法的効果を認め、その人の死後にその実現を図るものであり、相続のあり方について、亡くなった方(被相続人)の思いを実現する制度であると説明しました。

ということで、たとえば、遺言書に「私の全財産は、公益社団法人〇〇協会に寄付する。」と書かれていれば、それは有効であり(前回説明した遺言書の成立要件を充たしていることが前提です)、遺言者(被相続人)の意思にしたがって、遺産がその法人に移転することになります。

もっとも、上記の遺言書のケースで、遺産の中に自宅不動産があり、配偶者や子が居住していたとしたらどうでしょう。遺言書がそのまま実行されると、配偶者や子は家を退去しなければならず、路頭に迷うということになりかねません。また、配偶者が専業主婦で、被相続人の財産に生計を依存していたという場合も、遺言書の実行によって、途端に生活苦になるということも考えられます。

そこで、民法は、遺産の処理は、もともとそれを所有していた被相続人の意思に委ねる(遺言の自由)ということを基本にしつつも、相続人の生活や相続に対する期待を一定限度で保護す

るため、相続人に、最低限の遺産割合を保障することにしました。この最低限の遺産割合のことを遺留分といいます(他方で、被相続人の遺言の自由が認められる範囲を自由分といいます。)

2 遺留分を実現する方法

(1) 遺留分が認められる相続人

遺留分は、兄弟姉妹以外の相続人、すなわち、配偶者、子、直系尊属(親など)に認められます(民法1042条1項)。兄弟姉妹には遺留分がありませんのでご注意下さい。すなわち、相続人が兄弟姉妹だけの場合は、被相続人の自由分が100%となります。

(2) 遺留分の計算方法

遺留分の額(全相続人の遺留分の額)の計算ですが、遺産の総額に遺留分率を掛けることにより算定します。遺留分率は、相続人が直系尊属のみの場合は、被相続人の財産の3分の1、それ以外の場合は2分の1となります(民法1042条)。

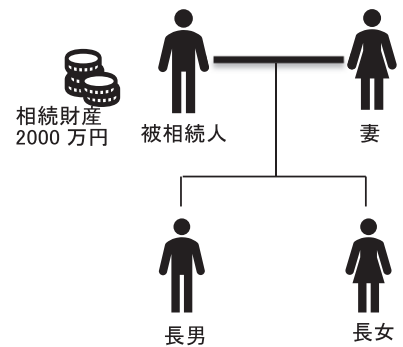
各相続人の遺留分の額は、上記の遺留分率にさらに法定相続分の割合を掛けることにより算定されます。

具体例をもとに計算してみましょう。

【例】

被相続人が死亡したが、相続財産の額は総額で2000万円であり、相続人は、妻(配偶者)、長男、長女であった。この場合、妻、長

男、長女の遺留分の額はいくらで
しょうか？



まず、相続人全体の遺留分率は、2分の1ですので、相続人全体での遺留分の額は、 $2000 \text{万円} \times 1/2 = 1000 \text{万円}$ となります。

そして、個々の相続人の遺留分の額は、さらに法定相続分の割合を掛けて算出しますから、以下のようになります。

妻 : $1000 \text{万円} \times 1/2 = 500 \text{万円}$
長男 : $1000 \text{万円} \times 1/4 = 250 \text{万円}$
長女 : $1000 \text{万円} \times 1/4 = 250 \text{万円}$

上記のケースでの相続人全体の遺留分率は、2分の1、つまり半分なのですが、これを多いと考えるか、少ないと考えるか、皆様はどうお感じでしょうか。先に述べた遺言書の例ですと、「全財産を公益社団法人〇〇協会に寄付する」と書いてあっても、〇〇協会に寄付されるのは半分であり、残り半分は遺留分のある相続人が取得することになるのです(半分はさすがに



多すぎるのでは?という議論もあり、また「遺留分」という制度自体に疑問を呈する学説も存在します。)

(3) 遺留分を行使する方法

－遺留分侵害額請求

さて、上記のとおり、遺言書で全財産を第三者に寄付すると記載した場合であっても、遺留分の限度では遺言書の内容は実現できないのですが(上記の例では、半分は相続人が取得する。)、それでは、遺留分を侵害する遺言書は、その限度で法的に効力を有さない(無効になる)のかというと、**そうではありません**。こういう言い方をするのが「法律は難しい」と感じるのですが、**遺留分を侵害する内容の遺言をすることもできますし、遺言書の内容がそのまま実行されてしまうこともあります**。

それでは、遺留分を有する相続人はどうすれば良いのか?という点ですが、遺留分を請求するためには、遺留分を侵害された相続人が、遺留分を侵害している者に対して、遺留分の権利を主張しなければならぬのです。すなわち、遺留分を侵害する内容の遺言があっても、**侵害された相続人が何も文句を言わなければ、その遺言はそのまま実現してしまうのです**。

遺留分を有する相続人が、遺留分の主張をすることを、以前の民法は「**遺留分減殺(げんさい)請求**」と呼んでいました。もっとも、2019年7月から施行された改正民法(相続法)では「**遺留分侵害額請求**」と呼ばれています。

遺留分侵害額請求は、遺留分を侵害している者、遺言の場合ですと、遺贈(遺言により贈与を受けることをいいます)を受けた者に対して行うことになります。

もっとも、遺贈に限らず、死因贈与を受けた者(「死因贈与」というのは、被相続人が、生前に、被相続人が死亡した場合に財産を贈与する旨の契約を贈与を受ける者と締結することです。)や生前贈与を受けた者に対して、遺留分侵害額請求を行うことができます。ただし、遺留分を侵害するのが遺贈、死因贈与、生前贈与というよ

うに複数ある場合は、まず遺贈を先に遺留分侵害額請求をし、それでも足りない場合に贈与を対象に行うことになります。

(4) 遺留分侵害額請求の実行方法

まずは、遺留分侵害者に対し、**配達証明付きの内容証明郵便**によって遺留分侵害額請求の通知書を送ります。

内容証明郵便という郵便は皆様ご存知でしょうか?知っている人は知っている郵便ですが、郵便の方法としては最も「重々しい」ものです(「重々しさ」という観点で郵便を分類すると、普通郵便→簡易書留→一般書留→内容証明という順に「重く」なります。)。もちろん郵便料金も高いのですが、遺留分侵害額請求の書面を送る際には、配達証明付きの内容証明郵便によって送付すべきです。

なぜ、このような方法をとるべきかというと、確実に通知内容を相手に送るということのほか、**配達された日を確実に記録**する必要があるからです(配達証明付きの郵便を出すと、配達完了した後に、発送者に「配達証明書」というハガキが郵便局から送られてきます。)。というのは、遺留分侵害額請求は「遺留分権利者が、相続の開始及び減殺すべき贈与又は遺贈があったことを知った時から**1年間**行使しないときは、**時効によって消滅する**」からです(民法1048条)。あとで相手から、通知書が届いていないとか時効で消滅しているとかを言わせないためには、配達証明付きの内容証明郵便で出しておくことが重要なのです。

また、時効期間である1年が来そうな**ギリギリのタイミング**で出す場合は、通知書の内容としては「遺留分侵害額請求をします」といった形で簡潔に書いておき、**時効の進行をまずは止めることが重要です**。具体的な遺留分の金額や解決方法等の詳細は、その後に通知すれば足ります。

以上のような形で遺留分の通知書を出したあとですが、具体的にどのような遺留分の返還を行うべきかについて、**通知相手と協議**することになります。この点、以前の民法では、遺留

分の返還は**現物そのものの返還が原則**だったのですが、改正民法(相続法)では、遺留分侵害額の請求を行った場合は、**金銭の請求のみが可能**となると改められました。すなわち、「現物の返還」はなし得ず、遺留分侵害額相当の金銭の支払いのみを請求できることとなります。

以上の経過を経て、相手と協議がまとまれば終了ですが、協議がまとまらない場合は、家庭裁判所に調停を起すこととなります。

「調停」というのは、要するに家庭裁判所で行う「話し合い」のことであり、家庭裁判所が選任した調停委員が主導して、双方の意見を聞き、合意を形成することが試みられます。

もっとも、調停においても合意が形成できない場合は、調停は不成立となり、その後は、地方裁判所(請求額が140万円以下の場合は簡易裁判所)に訴訟を提起することとなります。訴訟の場合においても、話し合いにより合意が形成され、和解により終了する場合がありますが、和解がまとまらない場合は、最終的に判決がなされ、遺留分の額が決定されることとなります。

3 相続のお話はこれで終わります

今回の遺留分の説明を最後に、相続に関する連載はひとまず終了となります。相続問題は、皆様にとって非常に身近な問題であり、近年紛争が増加しているものですが、本連載が相続に関する理解の一助になれば幸いです。

次回以降は、皆様の関心が高く、また本格的に運用が始まっている「働き方改革」にまつわる諸問題について、再度お話ししたいと思います。

